

地域における情報モラル向上支援事業講師派遣要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、地域や家庭における情報モラルの向上を支援するため、県民がインターネットやスマートフォンの適正利用について学ぶための研修会等を開催する際に、予算の範囲内で長野県将来世代応援県民会議（以下「県民会議」という。）が講師を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

(講師派遣の対象者)

第2 講師派遣の対象となる者は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に基づいて市町村が設置した公民館及びその分館（以下「公民館」という。）とする。

(講師派遣の対象事業)

第3 講師派遣の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、公民館が開催する研修会等で、県民がインターネットの適正利用等について学ぶことにより、地域における情報モラルの向上を支援することを目的とした事業とする。

(講師派遣の対象期間)

第4 講師派遣の対象期間は、第7に基づく講師派遣の承認があった日から、当該年度の2月末日までとする。

(講師派遣の負担額)

第5 県民会議は、講師派遣に係る謝金及び旅費のうち20,000円を限度として負担する。ただし、県民会議の負担額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 第9に基づく実施報告の後、県民会議はその負担額を講師に支払う。県民会議の負担額を超過した金額があるときは、公民館はその超過した金額を講師に支払うものとする。
- 県民会議の負担額にかかわらず、同一の公民館が実施する事業への講師派遣は年度内1回までとする。

(講師派遣の条件)

第6 次の各号に掲げる事項は、講師派遣の条件とする。

- 対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに県民会議会長に協議して、その承認を受けること。ただし、事業ごとに県民会議の負担額に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。
- 対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに県民会議会長に協議して、その承認を受けること。

(対象事業の事前協議)

第7 事業を実施しようとするときは、事前に別紙1「地域における情報モラル向上支援事業協議書」によって県民会議会長に協議し、その承認を受けるものとする。

- 前項に規定する協議は、事業実施日の15日前又は事業実施年度の1月末日のいずれか早い日までに行うものとする。ただし、4月1日から4月15日までに事業を実施する場合はこの限りでない。

(対象事業の変更（中止・廃止）協議)

第8 第6の規定による協議は、別紙2「地域における情報モラル向上支援事業変更（中止・廃止）協議書」によって県民会議会長に協議し、その承認を受けるものとする。

(対象事業の実施報告)

第9 事業実施後は、受講しての感想及び添付資料を添付の上、別紙3「地域における情報モラル向上支援事業実施報告書」によって県民会議会長に報告するものとする。

2 前項に規定する事業の実施報告は、事業実施日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。